

第4回 国際課税小委員会 議事要旨

日時：平成22年10月1日（金）15時30分～

場所：財務省内 国際会議室（4F）

出席委員：中里座長、田近委員、辻山委員、三木委員、
青山特別委員、淵特別委員、増井特別委員、森信特別委員

議題：国際的租税回避の防止に向けた今後の課題について

議事内容：

○森信特別委員より、無形資産と国際的租税回避について説明。

○その後、淵特別委員より、国際課税における手続法関係の課題について説明があり、その後、質疑応答が行われた。

○委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

（無形資産と国際的租税回避）

- ・ ドイツの「所得相応性基準」については、企業側から、「機能の移転」の概念が漠然とし過ぎていているという批判や、収益性の観点から規模を縮小して国外移転する場合でも、無形資産の移転の形で捉え、「退出税」を課することに対して批判があるようである。
- ・ 米国やドイツのように、含み益がある資産を国外に持ち出すと、「トールチャージ」（通行料）を課す制度がある国では、「所得相応性基準」を導入しやすいかもしれないが、それが無い我が国などでは状況が異なる。
- ・ 「所得相応性基準」は、いわば買い手側のキャッシュフローに基づき売り手に対して課税するものであり、論理的に無理があるのではないか。
- ・ 「所得相応性基準」の議論は、課税権の行使をどこまで広げるかの問題である。課税権を確保しつつ適正な経済活動も阻害しないよう、民主的なプロセスの中で妥当な制度を整備していくということではないか。
- ・ 国際課税に関しては、移転価格の観点からきちんと見る面と、海外における健全な事業活動を適正に評価する面の両方のバランスを適切にとる必要がある。
- ・ 超過収益の源泉である無形資産を海外に移転させる企業に対して、どこまで移転価格税制で所得移転を防止できるのか。

(国際課税における手続法関係の課題)

- ・ 我が国は、徴収共助に関して、少なくとも欧州諸国と比較して制度整備が遅れているといえるかもしれないが、欧州とは地理的環境や歴史的経緯などが異なる面もあるので、国際的な状況や他国の対応などを見ながら検討を進めていくべき。
- ・ 徴収共助制度を作る際、対象とする租税については、常識的には、所得税や法人税といった基幹税が対象となるはずだが、国により租税の種類が異なるので、被要請国側で対応するものが全くないような租税の債権については、共助は難しいのではないか。
- ・ 現行法制上、協力する相手国、対象税目や共助の範囲については租税条約で規定しているが、租税条約実施特例法 11 条には「国税の徴収の例により徴収する」とのみ規定されている。憲法上求められる適正手続の観点から、国内法の規定ぶりをより充実させるべきではないか。
- ・ 納税者の権利に一定の配慮が必要であるとしても、刑事手続きとパラレルに考えなくては行けないとまではいえないのではないか。例えば、徴収共助が対象とする租税債権の範囲について、刑事法の分野の「犯罪人引渡し」や「没収共助」がいわゆる双方可罰性を求めている例にならって、租税の徴収共助でも同じ考え方を採るべきとする考え方もあろうが、必ずしもそうした要件を求める必要はないのではないか。
- ・ 「レベニュー・ルール」は、元来、植民地政策において、権利保護の水準の低い相手国から税金を逃れてきた自国民を守るために作られたという側面もあったのではないか。今はそういう時代でないので、基本的には、各々の国において適正な手続で正当に制定された租税については、対象が自国民であっても、徴収共助に協力していくべきである。
- ・ 租税にも様々な種類があり、あらゆる国のあらゆる租税とされるものについて共助要請を受け入れるのはやや危険ではないか。相手国と、租税の種類も考慮に入れながら判断して共助要請に応じるべき。多国間の枠組みにおいても、共助の対象となる租税の種類について、ある程度合理的な範囲に限定される可能性が高いのではないか。
- ・ 「レベニュー・ルール」自体は国際法の原則としては合理的であるが、他方で、条約を締結するような信頼できる相手国との関係では、「レベニュー・ルール」を緩和して、徴収共助などで協力することも可能であると理解すればよいのではないか。

○次回は、10月20日(水)10時より開催することとし、国際課税の分野に関する諸課題(国際連帯税を含む)について、審議を行うこととされた。

以上